

芦北支援学校いじめ防止基本方針

令和7年3月改訂

熊本県立芦北支援学校

目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
2	いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）	1
3	いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」	1～2
	（1）構成員	
	（2）組織の役割	
4	年間計画	2～4
	（1）年間の取組についての検証を行う時期	
	（2）取組の評価、会議、校内研修の実施時期	
	（3）いじめの未然防止の取組と実施時期	
	（4）いじめの早期発見の取組と実施時期	
5	いじめに対する措置	5～6
	（1）いじめられた児童生徒への対応	
	（2）いじめた児童生徒への対応	
	（3）周りの児童生徒への対応	
	（4）継続した対応	
	（5）いじめの解消についての判断基準	
6	重大事態への対応	6
7	重大事態調査の概要及び調査の目的	6～7
	（1）重大事態調査の概要	
	（2）重大事態調査を実施する目的	
8	いじめ重大事態に対する平時からの備え	7
9	学校の基本的姿勢	7～8
	（1）調査を行うに当たっての基本的姿勢	
	（2）重大事態調査中における学校の対応	
	（3）対象児童生徒・保護者への接し方	
	（4）対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応	
10	重大事態を把握する端緒	8～9
	（1）重大事態の定義	
	（2）児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応	
11	重大事態発生時の対応	9
	（1）重大事態の発生報告	
	（2）重大事態発生時の初動対応	
12	調査組織の設置	10
	（1）調査主体の決定	
	（2）調査組織の構成の検討	
13	対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	10～11
	（1）事前説明等を行うに当たっての準備	
	（2）対象児童生徒・保護者に対する事前説明	
	（3）関係児童生徒・保護者に対する説明等	

1 4 重大事態調査の進め方	11
(1) 調査の進め方についての事前検討	
(2) 調査の実施	
(3) 調査報告書の作成	
1 5 調査結果の説明・公表	11~12
(1) 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明	
(2) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明	
(3) 地方公共団体の長等への報告及び公表	
1 6 重大事態調査の対応における個人情報保護	12
(1) 個人情報保護法に基づく基本的な対応	
(2) 調査報告書の提示・提供について	
(3) 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係	
1 7 調査結果を踏まえた対応	13
(1) 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援	
(2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施	
※別添資料①	14
※別添資料②	15
○チェックリスト① (いじめ重大事態に対する平時からの備え)	16
○チェックリスト② (重大事態発生時の対応)	17
○チェックリスト③ (対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明)	18~21
○チェックリスト④ (重大事態調査の進め方)	21~22
○チェックリスト⑤ (調査結果の説明・公表)	23

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

※「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」

(1) 構成員

校長、教頭、小・中・高等部主事、訪問教育主任、分教室主任、生徒指導主事、人権教育主任、保健主事、養護教諭、外部専門家委員から構成する。なお、情報集約担当者は教頭、保健主事（本校舎）、生徒指導主事（分教室）とする。

(2) 組織の役割

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有（主に情報集約担当者が行う）
- エ いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- オ 関係児童生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等への組織的な実施

また、学校基本方針の策定やその見直し、いじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組をP D C Aサイクルの視点から検証を担う役割を持つ。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

各学期（1学期・2学期・3学期）に、児童生徒に対するアンケート調査やいじめの未然防止・早期発見等に関する取組を行い、いじめ防止対策委員会により検証を行うこととする。

(2) 取組の評価、会議、校内研修の実施時期

ア 取組の評価

- ・いじめの未然防止に対する取組の評価（各学期）
- ・いじめの早期発見に対する取組の評価（各学期）
- ・いじめに対する措置の評価（各学期）

イ 会議等

学部会、校務分掌部会、職員会議、いじめ防止対策委員会を各学期に行い、各取組の検証を行う。取組及び検証結果をP T A総会で報告する。

ウ 校内研修

- ・いじめ防止基本方針に関する校内研修（4月）
- ・いじめ問題に係る職員研修（夏季休業）

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

いじめの未然防止のためには、児童生徒一人一人が主体的に学び、成就感や自己肯定感を感じることができるような授業実践を行い、児童生徒が互いを理解し認め合う集団づくりや、児童生徒がいじめについて共通理解を図り、いじめを絶対に許さない雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。そのため、普段の教育活動の中でいじめの未然防止のために以下の取組を実施する。

ア 児童生徒会活動

(ア) 全校集会（学期末1回、年間計3回）

- ・児童生徒会では、いじめのない学校づくりをするために、本校の目指す児童生徒像を念頭に、日々の活動の中で友情や助け合いについて考え行動するように、積極的に全児童生徒に訴える。

(イ) あしえんタイム（本校舎）委員会活動（分教室）

- ・集団での活動を通して、活動の幅を広げ、児童生徒同士の関係を深める。

イ 人権教育（人権教育推進委員会）

- ・人権教育研修等に積極的に参加し、人権感覚を磨く。教育活動の中で、本校児童生徒の些細な変化を見逃さず、児童生徒に寄り添いながら保護者や関係機関と連携し、いじめの未然防止に当たる。

- ・4月「新しい仲間について」

- ・12月「慣れ親しんだ仲間について」

ウ 道徳教育（授業）

- ・学校・家庭・地域における人間関係、人としての在り方について考える。

エ 情報モラル教育

教科「情報」（分教室）

- ・スマートフォンやコンピュータ等でインターネットを利用する際に、身に付けておくべき情報モラルについて考える。

オ 心のきずなを深める月間

6月に全校で取り組む。

- ・「児童生徒会スローガン」「あしえんの仲間ポスター」（本校舎）

- ・「いじめ0運動」、「ありがとうボックス」（分教室）

カ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

- ・児童生徒の実態に応じて取り組む。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめの早期発見のため以下の取組を実施する。

ア 朝の会（各担任）

校内外のいじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしていることなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、特に、毎朝の「日常生活の指導」やSHRで行われる様子観察や保護者との連絡帳のやり取りの中で、児童生徒の些細な変化を察知する。

イ アンケート調査（年3回：6月、11月、2月）

- ・いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行う。
- ・「心のアンケート」を実施する。
- ・「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を実施する（分教室）

ウ 教育相談（学部主事主任及び教頭）

随時、児童生徒及び保護者のいじめに対する相談を受け付け、親身になって声を聴く。

エ 個別面談（各担任）

学校生活（健康・学習・その他）、家庭生活及び将来についての個別面談を行い、その中でいじめ等の有無について聞き出し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。なお、担任の判断により随時個別面談を行う。

- ・面談週間 年3回：4～5月、10月、2月
- ・家庭訪問

オ 校内教育相談検討委員会（佐敷分教室）

佐敷分教室の生徒の様子や状況を情報共有し、いじめの早期発見につなげる。

カ 相談窓口の周知

養護教諭が窓口となり、いじめについての内容は必ず管理職へ報告し、対応を検討する。相談窓口について児童生徒及び保護者に周知する。

キ 校内研修

4月始めに、いじめ防止基本方針に関する校内研修を行い、いじめへの対応（未然防止・早期発見・対応等）を周知徹底する。また、長期休業中を利用して、いじめに関する校内研修を行い、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくよう努める。

ク その他

4月当初に警察署や最寄りの駅、本校児童生徒が立ち寄りそうな商店等に、児童生徒に関する情報提供を得られるよう、協力を依頼する。

5 いじめに対する措置

学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合に、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報集約担当者に報告し、「いじめ防止対策委員会」を開催して組織的に対応する。いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめられた児童生徒への対応

- 個別に事実確認を行う。気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 個人のプライバシーに十分配慮し、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 前向きになれる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 家庭等に発見した当日のうちに事実関係を連絡し、解決に向けて取り組むことを伝える。

(2) いじめた児童生徒への対応

- 個別に聞き取りを行う。いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童生徒の背景にも配慮して指導する。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 心理的な孤立感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられた側の気持ちを認識させ、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭等に事実関係を説明し、再発防止に向けたよりよい解決と今後のかかわり方等の方針を伝える。

(3) 周りの児童生徒への対応

- 当該児童生徒だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止、発見、訴える側への転換を促す。
- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- 「傍観者」や「無関心な者」といった存在にならないように注意を払うように促す。

(4) 継続した対応

- いじめが解決したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じた指導を継続する。
- 家庭等や専門家と連携し、当該児童生徒への心のケアに努める。

(5) いじめの解消についての判断基準（少なくとも以下の2つの要件を満たすこと）

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。

- ・いじめ被害の重大性からさらに長期の注視期間を設定し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条

※（ ）は法にはありません。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（「1号重大事態（生命心身財産重大事態）」）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「2号重大事態（不登校重大事態）」）

(1) 「1号重大事態」については、本校「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って対応する。「1号重大事態」の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 「2号重大事態」の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なし、以下の項目に沿って対応する。

7 重大事態調査の概要及び調査の目的

(1) 重大事態調査の概要

- 重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指す。
- これらの疑いが生じた段階から、学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- なお、こうした疑いがあるかどうか確認できていない場合には、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行う。

(2) 重大事態調査を実施する目的

- 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講じる。

- また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的とする。
- この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組む。

8 いじめ重大事態に対する平時からの備え

(1) 学校における平時からの備え

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を行う。
- 本校では、いじめ防止対策委員会が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

※チェックリスト①

9 学校の基本的姿勢

(1) 調査を行うに当たっての基本的姿勢

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

(2) 重大事態調査中における学校の対応

- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

○重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制を構築する。

(3) 対象児童生徒・保護者への接し方

○学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。

○対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

(4) 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

○対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校として、自らの対応を振り返り、検証する。

○重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まない場合でも、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない（調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応）。

10 重大事態を把握する端緒

いじめ防止対策推進法第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめ防止対策推進法第23条 第2項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他該当学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

いじめ防止対策推進法第24条

学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(1) 重大事態の定義

○重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、**別添資料1 (P16)**に示す「いじめ（いじめの疑いを含む）により、これまで各教育委員

会等で重大事態と扱った事例」を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

- 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応する。
- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、「生命心身財産重大事態」に該当することが考えられる。

(2) 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てを受けたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえたいじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。
- 確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。
- 別添資料2（P17）のようないじめの重大事態に係る申立様式等が考えられる。

1.1 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の発生報告

- 学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。

(2) 重大事態発生時の初動対応

- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。
- 学校は、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組む。また、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく。
- 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。**※チェックリスト②**

1.2 調査組織の設置

(1) 調査主体の決定

○不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

(2) 調査組織の構成の検討

○特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となることが望ましい。

○専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおりである。

①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

○“専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。

○“第三者”とは、いじめの防止等のための基本的な方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。

1.3 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

(1) 事前説明等を行うに当たっての準備

○調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが、円滑な調査の実施につながる。

○調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。

○説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。

(2) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

○対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」する。

○事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行う。

○対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行う。

○対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。

(3) 関係児童生徒・保護者に対する説明等

○関係児童生徒・保護者への説明も行う。

○重大事態調査は、関係者の協力を前提とした調査であり、詳細は事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。

※チェックリスト③

1.4 重大事態調査の進め方

(1) 調査の進め方についての事前検討

○重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

(2) 調査の実施

○調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定する。

○重大事態調査の途中で、対象児童生徒・保護者から、調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

○聴き取り調査やアンケート調査を行う際には、調査対象者に対して実施前に調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明する。

○警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図る。

○対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。

(3) 調査報告書の作成

○重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

※チェックリスト④

1.5 調査結果の説明・公表

(1) 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

○調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。

○調査主体から対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。

(2) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

○対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。

(3) 地方公共団体の長等への報告及び公表

○調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行う。

○調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

※チェックリスト⑤

1.6 重大事態調査の対応における個人情報保護

(1) 個人情報保護法に基づく基本的な対応

○重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応する。

○調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う。

(2) 調査報告書の提示・提供について

○個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応する。

(3) 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

○調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応する。

○公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に対して事前に提示するなどして確認をとる。

17 調査結果を踏まえた対応

(1) 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

- 調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。
- いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応する。

(2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

- 調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

別添資料①

●いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

①児童生徒が自殺を企図した場合

軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

リストカットなどの自傷行為を行った。

暴行を受け、骨折した。

投げ飛ばされ脳震盪となった。

殴られて歯が折れた。

カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

心的外傷後ストレス障害と診断された。

嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

別添資料②

●いじめ重大事態に係る申立様式

保護者からの重大事態の申立てがあった場合について、家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって重大事態を把握する端緒として重要である ことから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。

電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と保護者との情報共有が十分に図られず、実際には重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れる事例もあることから、次のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることなどが考えられる

【別添資料 2】

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日
令和 年 月 日

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名	保護者氏名		

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類 (該当するもの全てにチェックしてください。)

1号重大事態

生命に重大な被害が生じた疑いがある
 心身に重大な被害が生じた疑いがある
 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有・無	(有の場合) 診断名	
警察への被害届提出の有無	有・無	提出先 (警察署名)	

2号重大事態

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	
-------	--

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

(2) いじめの概要等

時期	いじめの概要

※発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載願います。

4 調査に関する事項 (該当するもの全てにチェックしてください。)

聴き取りをしてほしい児童生徒等

いじめを行った児童生徒
 その他関係する全ての児童生徒 (クラス、学年、全校生徒等)
 関係する全ての教職員
 その他

具体の児童生徒名等

5 調査への協力可否 (協力が可能な場合は、チェックしてください。)

いじめを受けた児童生徒からの聴き取り
 いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

6 その他事項

令和 年 月 日 申立者氏名

【参考】

重大事態調査の目的
 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
※ なお、警察は、関係者の任意の協力のもとで行うものがあり、事実関係を明らかにすることが難しい場合もある。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を經由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を經由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を經由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を經由して認定地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	/
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査する	<input type="checkbox"/>

ことが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		

適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	
--	--------------------------	--

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（12ページ）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	<input type="checkbox"/>	
確認事項		/
調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	
調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	

確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	